

成績評価、単位修得・卒業認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院学則（以下「学則」という。）第16条および第20条の規定に基づき、単位修得の認定、成績の評価および卒業の認定について必要な事項を定めるものとする。

(成績の評価)

第2条 各授業科目の成績の評価は、シラバスに記載された「成績評価の方法」によるものとし、学科試験、実習目標達成度、提出物、授業態度等に基づき行う。

2 成績の評価は、100点満点とし、各授業科目の担当教員により次の基準で行う。

評価	評点	判定
S	90点以上	合格
A	80点以上90点未満	
B	70点以上80点未満	
C	60点以上70点未満	
D	60点未満	不合格

3 授業科目で、2人以上の教員が区分して担当する科目の成績評価は、当該教員による授業時間数によって評点を配分し、合算する。

(学科試験)

第3条 学科試験は、各授業科目の終了後に随時行う。ただし、学院長が認める場合は、授業科目の終了前であっても臨時にこれを行うことができる。

2 学科試験は、筆記試験により行う。ただし、筆記試験によりがたいときは、実技、面接、レポート、論文その他の試験の方法をもってこれに代えることができる。

3 試験を受けることができるのは、各授業科目につき講義・演習時間の3分の2以上出席した者とする。

4 試験において不正行為をした者は、単位修得を認めない。また、学則第24条の規定により懲戒の対象とする。

(追試験)

第4条 学科試験を欠席した者および補習を受けた者で、学院長が特に認める場合は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、速やかに追試験願を提出しなければならない。

3 追試験の評点は、その上限を80点とする。

(再試験)

第5条 学科試験または追試験の評点が60点未満の者は、学院長に申し出て再試験を受けることができる。

- 2 学院長が特に認める場合を除き、再試験は1科目につき1回までとする。
- 3 再試験を受けようとする者は、試験結果配付の翌日の17時まで、再試験願を提出しなければならない。
- 4 再試験料は、再試験願が提出された翌月の月額授業料と同時に口座振替の方法により納めるものとする。
- 5 再試験は、学院長の指定する日に受けなければならない。
- 6 再試験の評点は、その上限を60点とする。

(臨地実習の評価)

第6条 臨地実習の評価は、実習指導者と協議の上、評価表等に基づき、当該実習担当教員が総合的に判断して行う。

- 2 評価を受けることができるのは、臨地実習時間の5分の4以上出席した者とする。
- 3 臨地実習において不正行為をした者は、単位修得を認めない。また、学則第24条の規定により懲戒の対象とする。
- 4 実習評価が合格に達しない場合は、1科目につき1回に限り、再実習を受けることができる。

(追実習)

第7条 学院長が特に認める場合は、追実習を受けることができる。ただし、臨地実習施設および時間等の要件が整わない場合は、同一年度に追実習を受けることができない場合がある。

- 2 追実習を受けようとする者は、速やかに追実習願を提出しなければならない。
- 3 追実習の評点は、その上限を80点とする。

(再実習)

第8条 臨地実習または追実習の評点が60点未満の者は、学院長に申し出て再実習を受けることができる。ただし、臨地実習施設および時間等の要件が整わない場合は、同一年度に再実習を受けることができない場合がある。

- 2 再実習を受けようとする者は、臨地実習の評点が60点未満と示された日の翌日の17時まで、再実習願を提出しなければならない。
- 3 再実習料は、再実習が開始された月に月額授業料と同時に口座振替の方法により納めるものとする。
- 4 再実習の評点は、その上限を60点とする。
- 5 再実習が不合格の場合は、次年度の履修とする。

(臨地実習履修の条件)

第9条 臨地実習の履修にあたっては、基礎看護学実習Ⅰおよび基礎看護学実習Ⅱを単位修得していなければ、2年次の臨地実習へは進めないものとする。

(単位修得の認定基準)

第10条 単位修得の認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 臨地実習以外の授業科目

ア 講義・演習時間として指定された時間の3分の2以上出席していること。

イ 成績評価の評点が60点以上であること。

(2) 臨地実習

ア 臨地実習時間として指定された時間の5分の4以上出席していること。

イ 成績評価の評点が60点以上であること。

2 単位修得の認定は、1年生および2年生については進級判定会議において、3年生については卒業判定会議において行う。

3 学則第15条第2項に規定する大学卒業者等の既修得単位の認定を受けた授業科目については、前2項の規定にかかわらず単位習得を認定する。

(進級判定等)

第11条 第10条に掲げる基準を満たし、教育計画に沿った授業科目に対し、進級判定会議において単位修得の認定を受け、必要な条件を満たした者は進級できる。ただし、単位修得の認定がされなかった科目（臨地実習を含む。以下同じ。）が2科目以下であった者について、学院長が特に必要があると認めるときは、運営会議の議を経て、進級させることができるものとする。なお、1年次に履修する基礎看護学の全科目、履修すべき当該学年における基礎分野ならびに専門基礎分野に属する科目をすべて修得していない場合は、進級が認められない。また、進級した学年において、単位修得が認められなかった科目を修得することが不可能と判断された場合においても進級が認められない。

2 進級が認められなかった者は、原級に留まるものとし、当該学年の未履修の科目を履修しなければならない。

3 前項の場合において既に単位を修得済の科目については、講義への出席、レポートの提出および受験については不要とし、既得の成績を維持し、再評価を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度履修しなければならない。

(1) 講師が変更している場合

(2) テキスト、シラバスが変更している場合

(3) その他、再度履修する必要があると学院長が判断した場合

4 単位修得の認定がされなかった科目については、翌年度以降に当該科目を履修し、単位の認定を受けることができる。

5 単位修得の認定がされなかった科目を履修しようとする者は、単位不認定科目履修願を提出しなければならない。

6 学院長は、単位修得の状況および授業の出席状況等を、次の学年が始まる前に本人および保証人に通知する。

(卒業認定)

第12条 第10条に掲げる基準を満たし、教育計画に沿った授業科目の全てに対し、卒業判定会議において単位修得の認定を受け、必要な条件を満たした者で、運営会議の審査を経て、卒業を認定されたものに限り、卒業をすることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。